

計画の推進

計画の推進方法

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっていることから、健康子ども部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携・調整を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、年度ごとに庁内の関係部局と連携し、計画の進捗状況や施策の充実、見直しについて協議を行い、本計画の円滑な推進に努めます。

市民、関係機関・団体との連携の推進

本計画に基づく事業・施策を計画的に推進するため、市民や関係機関などの意見・要望提案などの把握に努めます。

また、進行状況などの把握と点検・評価について、委員会等で検証するとともに、その結果をホームページなど多様な媒体を通じて広く市民に公表し進行管理の透明性を図ります。



第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行 貝塚市
編集 貝塚市 健康子ども部 子育て支援課
貝塚市畠中1丁目17番1号
電話 072-433-7090
ファックス 072-433-7051



第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年(2020年)3月
貝塚市



計画策定の趣旨

策定の趣旨

- 本市では、子ども・子育て支援法を踏まえ、平成27年度(2015年度)に「貝塚市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、次世代育成支援対策を含め、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備・充実に取り組んでいます。
- 第1期計画が令和元年度(2019年度)末をもって終了することから、第1期計画での取組みの成果と課題をはじめ、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズ、子どもの貧困対策や児童虐待防止の強化などの社会的な要請などを踏まえ、「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

計画の法的根拠と目的

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条(基本理念)を踏まえ、同法第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)の規定に基づき策定しています。
- また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を継承し、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策を含む計画です。
- 子ども・子育て支援事業計画は、今後5年間の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業の量の見込み(ニーズ量)を求め、その確保の内容及び方策について定めたもので、年度ごとに数値を示した計画です。

計画の期間

- 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。
- 5年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

計画の基本構想

策定の基本理念

子どもがすこやかに育ち
子育てに喜びを感じるまち かいづか
～ 地域とともに子育て・親育ち～



施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向	
Ⅰ 親と子の健やかな成長を支援します	1. 親と子への切れ目のない健康支援	〔1〕 妊娠・出産期から子育て期への切れ目のない支援	
		〔2〕 子どもの成長と発達への支援	
		〔3〕 「食」を通じた健康づくりの推進	
		〔4〕 小児保健医療体制の充実	
		〔5〕 思春期における健康づくりの推進	
Ⅱ 家庭や地域における子育てを支援します	2. 人間性を輝かせる教育の充実	〔1〕 就学前教育・保育の充実	
		〔2〕 生きる力を育む学校教育の充実	
		〔3〕 社会性を育む多様な体験活動と遊び環境の充実	
		〔4〕 次代を担う親の育成	
Ⅲ 子育てと多様な活動の両立を支援します	1. 家庭における子育て支援	〔1〕 子育て情報の提供と相談窓口の充実	
		〔2〕 家庭の教育力の向上	
		〔3〕 男性の子育て参加の促進	
	2. 地域で支えあう子育ての推進	〔4〕 子育て家庭の経済的負担の軽減	
		〔1〕 子育てに対する市民の関心の喚起	
		〔2〕 地域の支えあい・助けあいによる子育て支援の充実	
Ⅳ 子どもの権利を守り、安全・安心にくらせるまちをつくります	1. 多様なニーズに応じた保育サービスの提供	〔3〕 子育てに関するネットワークづくりの充実	
		〔1〕 すべての子育て家庭に対する子育て支援サービスの充実	
		〔2〕 働く家庭に対する多様な保育サービスの充実	
	2. 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実	〔3〕 放課後児童対策の充実	
		〔1〕 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりの推進	
		〔2〕 子育て中の家庭への再就職支援	
	3. 子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の充実	1. 子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進	〔1〕 人権尊重のための取組み
			〔2〕 虐待やいじめ等から子どもを守る取組みの推進
			〔3〕 障害のある子どもへの支援
〔4〕 外国籍・帰国児童への支援			
2. 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進		〔1〕 関係機関がつながる相談支援体制の整備	
		〔2〕 子どもの育ちと学びを支える取組みの推進	
		〔3〕 支援を要する子ども・世帯を支える取組みの推進	
		〔1〕 子育てにやさしい生活環境の整備	
		〔2〕 犯罪や交通事故のない安全なまちづくり	

教育・保育及び子ども・子育て支援事業の確保方策

■教育・保育の確保の内容と方策

市全体	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	確保の方策
1号認定 〔3～5歳・幼児期の学校教育〕	人	1,328	1,329	1,329	1,329	1,329	1号認定については、量の見込みを十分に充足できる施設が確保されています。
2号認定 〔3～5歳・保育の必要性あり〕	人	1,356	1,357	1,357	1,357	1,357	2号認定については、量の見込みを十分に充足できる施設が確保されています。
3号認定 〔0歳・保育の必要性あり〕	人	172	175	175	175	175	0歳児については、見込みと同程度の確保の内容となっていますが、今後も共働き家庭が増える中で、0歳児の需要量が増えることが考えられます。1・2歳児については、児童数の減少に伴い、量の見込みは減少傾向ですが、就園率は高くなることが考えられます。既存の施設で、定員の見直しも検討する必要があります。
3号認定 〔1・2歳・保育の必要性あり〕	人	667	673	673	673	673	

■地域子ども・子育て支援事業の確保の内容と方策

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	確保の方策	
時間外保育事業 (延長保育事業)	人	935	905	872	851	830	保育標準時間については、1日11時間、保育短時間については、1日8時間を超える利用について、延長保育を実施します。量の見込みに応じた事業量を確保します。	
放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	①浜手地区	人	300	300	300	300	学校児童数の減少に伴い、利用希望は減少傾向にあり、待機児童は徐々に解消される見込みです。中央地区については、量の見込みに対して一部確保不足となっていますが、低学年は優先的に受け入れ、待機とならないように努めています。	
	②中央地区	人	350	350	350	350		
	③山手地区	人	389	389	389	389		389
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライト)	ショートステイ	人日	21	21	21	21	ショートステイは5か所、トワイライトは3か所を実施しており、量の見込みに対する確保はできています。今後も希望があれば、実施していきます。	
	トワイライト	人日	7	7	7	7		
地域子育て支援拠点事業	人回	31,751	30,493	29,918	29,117	28,424	乳幼児とその保護者が交流を行い、子育てについての相談や情報提供を行う子育て支援センターの運営に加え、新しく、乳幼児親子に限らず、就学児童も含めた幅広い交流ができる施設を設置し、子育てを楽しみ、心理的に安心できる環境づくりに取り組みます。	
一時預かり事業	1号認定による利用	人日	4,562	4,406	4,120	3,973	3,831	「1号認定による利用」、「2号認定による利用」「幼稚園以外の一時預かり」とも現施設で受け入れが確保されます。
	2号認定による利用	人日	13,200	12,870	12,210	11,962	11,632	
	幼稚園以外の一時預かり	人日	820	793	761	741	721	
病児・病後児保育事業	人日	372	360	345	336	327	量の見込みは、現在の施設で確保できると考えています。	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人日	640	609	590	566	544	確保の体制は整っているため、周知に努め、利用件数の増加へつなげます。	
利用者支援事業 母子保健型	か所	1	1	1	1	1	第2期計画期間中に、子育て世代包括支援センターを設置し、引き続き妊娠から子育て期の家庭の切れ目のない支援を行います。	
妊婦健診事業	人回	7,952	7,742	7,574	7,462	7,336	妊婦の健康管理の充実を引き続き図ります。	
乳児家庭全戸訪問事業	人回	568	553	541	533	524	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児不安の解消や孤立化の防止を図り、引き続き必要な支援を行います。	
養育支援訪問事業	人回	157	153	150	148	145	引き続き、養育支援が必要な家庭を訪問し、指導助言を行います。	

※浜手地区（二色小学校区、北小学校区、西小学校区、津田小学校区）、中央地区（東小学校区、中央小学校区、南小学校区）、山手地区（木島小学校区、永寿小学校区、葛城小学校区、東山小学校区）